

秋田市中央卸売市場 花き棟放送設備更新 仕様書

1 目的

本業務は、卸売市場のせり業務を円滑に運営するため、経年劣化により不具合が生じている花き棟の放送設備の更新を行うものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

3 履行場所

秋田市外旭川字待合28番地

秋田市中央卸売市場

4 業務内容

花き棟に設置されている放送設備の更新を行うこと。

5 提出書類

(1) 受託者は、着工前に以下の書類を提出すること。

ア 機器・材料製造者選定届

イ 納入仕様書

ウ 建設業許可証の写し

エ 下請業者選定届（下請業者を使用する場合）

オ その他指示する書類

(2) 受託者は、業務が完了したときは、以下の書類を提出すること。

ア 機器完成図、取扱説明書、保証書

イ 工事記録写真

ウ 試験成績表

エ 出荷証明書

オ その他指示する書類

6 事前準備

受託者は、業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況および関連設備の調査を行い、業務内容を十分に把握した上で着手すること。

7 現場管理および安全管理

(1) 受託者は、当該設備の機能を保全するため、専門知識を有する技術者を派遣し、当該業務に従事させること。

(2) 受託者は、本業務を行うに当たり、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。

- (3) 本業務の作業日および作業時間は、平日や休日を問わず、午前9時から午後5時までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障がある場合は、担当者の許可を得て他の時間帯に行うこと。
- (4) 受託者は、本業務に関連する物品について、業務完了まで保安責任を負うものとする。
- (5) 業務中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (6) 業務範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。
- (7) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い、事故防止に図ること。
- (8) 受託者は、作業が終了した際は、写真（更新前後）を添えて、業務完了報告書を提出すること。
- (9) 業務内容について疑義が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。

8 機器更新作業

機器更新日程は、市の担当者と協議の上で決定すること。また、作業日時の場合、場内周知に係る期間を考慮し、その日程は、作業日の2週間前までに書面で、担当者に通知すること。

9 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項または、施工にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ定めることとする。